

(コース16)戦後日中関係を斬る (梨の木ピース・アカデミー)

第6回 日中関係の現状と展望—問題点と可能性—

2021年9月29日

浅井基文

(はじめに) これまでのお話しのまとめ

私は自民党総裁選挙で「反中」を競い合う候補者たちの醜い姿にうんざりしますが、それにも増して暗然とするのは、①マス・メディアが、「反中」を競い合うこの見にくいまでの狂騒劇を何の批判もなく「垂れ流し」していること、また、②総選挙を前にして国民に政策を争点にして自民党を批判すべき野党のどこからもこの自民党の狂騒劇とマス・メディアの「垂れ流し報道」に対する批判が皆無であること、したがって、③すでに早くから「反中」「嫌中」に染まりきっている大多数の国民が「狂騒劇」と「垂れ流し報道」に何の違和感も覚えずに身を任せていることです。

私はこれまでのお話を通して、次のことを明らかにすることに努めてきました。

第1回:中国は戦後の早い時代から、日本軍国主義に対する怒りが渦巻いている中国人民に対する辛抱強い説得工作を行いながら、一貫して中日民間交流に力を入れ、中日復交を実現するための条件作り注力してきたこと。

第2回:アメリカが中国敵視政策を転換したこと(ニクソン訪中)で可能になった中日国交正常化交渉に臨むに当たっては、中国は日本に対して絶対に譲れないポイントを最小限に絞り込み、それ以外については最大限の譲歩・妥協を行う用意を示したこと。

絶対に譲れないポイントとは、①日本(田中政権)が過去(日本軍国主義の対中国侵略戦争)に対して真摯な反省を行い、その反省を未来に活かしていく約束を行うこと、②中国政府が唯一の合法政府であり、台湾は中国の不可分の一部であること、③両国は覇権を求めず、両国間で起こりうる問題・紛争は話し合いで解決すること、以上の3点。

最大限の譲歩・妥協とは、①戦争終結問題の「玉虫色」処理、②戦争賠償請求権の放棄、③領土(尖閣・釣魚島)問題を取り上げないこと、④日米安保条約問題(特に第5条「極東条項」)を取り上げないこと、⑤台湾の領土的帰属に関する日本側法的立場に対する配慮、以上の5点。これら5点に共通するのは、「サンフランシスコ体制堅持を大前提とする国交正常化しかあり得ない」(栗山尚一)日本政府の主張・立場を中国が受け入れたということです。

第3回:共同声明で約束したこと、特に「日中は覇権を求めず、日中間で起こりうる問題・紛争は話し合いで解決すること」について、平和友好条約締結によって日中双方に対する法的拘束力を持たせること。

第4回&第5回:1989年(天安門事件)を除けば、日中関係は常に日本側の原因(小泉首相の靖国参拝、民主党政権の尖閣「棚上げ」合意否定と尖閣の「国有化」、安倍政権の日米同盟強化と中国敵視をセットにした政策)によって悪化し、中国はその都度機会を探って、共同声明及び平和友好条約の諸原則に基づく関係改善に努めてきたこと。

日中国交正常化及びその後の日中友好関係を可能にした最大の要因は、アメリカが中国敵視政策を転換し、日米同盟(さらにいえばサンフランシスコ体制)の中国に対する敵対的本質が「解消」したことです。しかし、その後の事態の展開が示すとおり、この「解消」は一時的であり、日中関係の拠って立つ前提(米中関係)は脆弱でした。アメリカの対中国政策したがって日米同盟(サンフランシスコ体制)が中国に対する敵対的性格を再び露わにした時、日中国交正常化交渉で中国が「絶対に譲れない」とし、日本が受け入れた上記3点を引き続き誠実に遵守する場合、具体的には声明・条約を遵守する場合にのみ、日中両国は環境の変化という試練を乗り越えて友好関係を維持することができます。

大胆に想像を働かせれば、中国はアメリカの対中政策(したがって日米安保条約)が再び対中敵対に変化する可能性を織り込んでいた可能性があります。その変化に影響を受けない中日関係を構築するべく、中国は上記3点を絶対に譲れないポイントとして日本に受け入れさせようとしたのではないのでしょうか。上記3点に即して見れば次のようになります。

第1点の日本が過去を反省し、未来に活かしていくとは、アメリカが日米安保条約第5条(「極東条項」)

に基づいて、「台湾有事」における日本の対米協力を要求した時、日本はこの要求を拒否することが求められます。反省を未来に活かすとはそういうことです。また第2点及び第3点に関しては、日本政府は声明第3項で「ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持」することを約束し、条約第1条で「主権及び領土保全の相互尊重」の原則の上に、「相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認」しましたから、アメリカの要求を拒否する法的義務を中国に対して負っているのです。

今日の最大の問題は、日本政府はおろか日本全体が日中共同声明及び日中平和友好条約が日本に対して以上の法的拘束力を持っていることを忘れ去ってしまっていることです。そのために、世界覇権に固執するアメリカが中国をライバル視し、特に台湾問題を利用して中国と対決を推し進め、日本に共同歩調を取ることを要求してくると、もともと親米・反中の日本政府は「待ってました」とばかり飛びつき、はしゃぐことになるわけです。

1. 現状:問題点の整理・分析

中国が日中関係にかかわる日本側の問題として指摘するのは、①過去を反省しない(歴史認識問題)、②「一つの中国」原則を守らない(台湾問題)、③尖閣(釣魚島)「棚上げ」合意を遵守しない(領土問題)、④中国を敵視する(国際関係準則問題)、⑤アメリカの対中対決政策にのめり込んでいる(同盟問題)、以上5点にまとめることができます。

(1) 歴史認識問題

日中間の歴史認識問題は、第2回にお話した日中国交正常化交渉で中国が問題視(田中首相スピーチ「ご迷惑をかけた」)し、日中共同声明前文(「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」)で「折り合い」がつけられた、日本軍国主義による中国侵略戦争に対する日本の「反省」に関する中日の認識・受け止めの懸隔に由来します。端的に言えば、「歴史を鑑とし、未来に向かう」(中国)と「過去を水に流す」(日本)の違いです。中国は上記前文の意味を、日本は「過去の過ちを反省し、その過ちを二度とくり返さない」ことを約束したと受け止めます。しかし、日本は「反省したことで区切りをつけたのだから、それでピリオド」なのです。

さらにいえば、日本国内には、「侵略戦争」であることを認めること自体を拒否する歴史観(皇国史観)が今や教科書の記述を支配し、したがってますます多くの国民の歴史認識を支配する勢いです。この歴史観を体する政治勢力(自民党右派勢力＝親台派)は1972年当時もすでに大きな発言力を持ち、交渉に臨む田中首相に圧力をかけました。共同声明に日本の明確な謝罪表明がなく、「責任を痛感し、深く反省する」という表現で「落ち着いた」のは、中国側の強い姿勢と自民党右派勢力の圧力を踏まえた「ギリギリの表現」でもありました。

私たちが考えなければならない第一のポイントは、「歴史を鑑とし、未来に向かう」(中国)あるいは「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」(ヴァイツゼッカー ドイツ敗戦40周年演説)という歴史認識は古今東西を問わないものであり、「過去を水に流す」日本的な受け止めは世界的に通用しない代物であるということです。私たちが考えなければならない第二のポイントは、日本の侵略戦争・植民地支配の歴史は客観的な史実であり、「皇国史観」もまた世界的に通用しない代物だということです。世界的に通用しない歴史認識・歴史観が日本国内で幅をきかすのは何故なのか。この問題を直視し、その原因を突き止めなければ、私たちはこの歴史認識・歴史観を根本的に清算することは不可能です。この原因について、皆さんと率直に話し合いたいと思います。

議論を誘発する意味で、私の理解を参考までにお話します。

実は、私はNPAの昨年11月25日のお話し(「日本外交の「執拗低音」」)でこの問題を取り上げたことがあります。私は外務省での実務体験の中でこの二つのポイントに関する問題意識を膨らませたのですが、その答えを丸山眞男の著作の中に発見しました。上記の二つのポイントに即していえば、第一のポイント(「過去を水に流す」という日本的な受け止め)は、古代から今日まで変わらない日本人のユニークな「時間」の理解(受け止め)のあり方に原因があり、第二のポイント(「皇国史観」)は、同じく昔から連続と続く日本人独特の「政治(支配・被支配)」の理解のあり方に原因があると思います。

「時間」は「過去－現在－未来」から成り、「歴史」はいわばその総合です。ところが、日本人は古来、「時間」を主観的に「つぎつぎとなりゆくいきほい」（丸山）と捉えるのです（歴史意識の「執拗低音」）。つまり、日本人の関心は常に「いま（現在）」に集中し、その「いま」が「過去」からどのように由来し、「未来」にどのようにつながり、かかわっていくかということについて「無関心」です。日本人は「主観」の世界で生きており、「客観」の世界、つまり歴史の中で自己を対象として捉える意識はありません。「歴史的民」である中国人にとって、歴史に汚名を残すことは最大の屈辱です。日本でも「歴史に名を残す」ことは誉れとされますが、この言葉は肯定的な意味合いで使われる表現です。都合の悪い「過去を水に流す」のは「いまがすべて」だからです。ちなみに、私の理解では、日本人のこの時間の捉え方を代表するのが俳句です。俳句は、「いま」という瞬間の自己の感情・思いを切り取って17文字で表現する文学であり、日本独特のもです。日本の主流は叙情詩であり、叙事詩が存在しないのも同じ理由だと思います。

「侵略戦争はなかった」「従軍慰安婦問題・強制連行問題は史実と反する」等々は皇国史観の典型的な表れです。なぜ史実にあらがうのか。“無謬の天皇に直属する皇軍が間違いを犯すことはあり得ない”というのが彼らの出発点だからです。無謬であるべき天皇に累が及ぶ指摘・批判は門前払いしなければ気が済まないのです。「結論先にありき」です。国を挙げた無責任体系ともいえます。

その根っこにある原因は、欧州及び中国では「政治」を上から下に対する「統治（ガヴァン）」と観念することに対して、日本では下から上に対して「ささげる」行為（丸山）と観念すること（「お上」意識。政治意識の執拗低音）に由来します。「統治」は（被治者に対する）責任を伴います。しかし、「ささげる」は一方的行為であり、治者（天皇）と限りなく一体化していく行為です。“その行為について責任を云々する”余地はありません。

以上から、“私たちが歴史認識を正すためには「過去－現在－未来」を総合的に捉える世界標準を我がものにしなければならず、「皇国史観」を清算するためには「お上」意識を払拭しなければならない”というのが私の結論です。

(2) 台湾・領土

台湾問題及び領土問題に関しては、日中共同声明と日中平和友好条約で両国政府が約束したこと及びその交渉過程で両国首脳が合意したこと（「棚上げ」合意）を、日本側が遵守しないことに共通の原因があります。「合意は守られなければならない」（*pacta sunt servanda*）ということは、欧州に起源を持つ国際法の根本原則です。中国も、主観が支配した伝統的な「人治」から普遍が支配する現代的な「法治」への移行を目指しており、その一環として国際法重視を鮮明にしています。今日の世界では、「法治」あるいは「法の支配」は統治における普遍的原則として確立したと言えるでしょう。ところが、日本政府、日本社会全体が声明・条約の存在、ましてやその法的拘束力すら忘れてしまっているのが実情です。中国に対しては「法の支配」を普遍的な価値として振りかざすのに、当の本人は「法の支配」からかけ離れた言動をして、しかも恬として恥じないのです。その原因として、私が考えるのは次の諸点です。

第一、日本には「法治」「法の支配」の観念が内発的に生まれ、育つ歴史をもたなかったこと。鎌倉時代（御成敗式目）は例外です。

第二、日本が国際社会の新参者であり、しかも参入した時代は「弱肉強食」の帝国主義最盛期だったこと。また、第二次大戦後から今日にかけては、「米ソ冷戦」、「アメリカの一極支配」に組み込まれたこと。したがって、国際政治は「弱肉強食」「ゼロ・サム」が支配するという見方が支配し、「法治」「法の支配」を軽んじることにつながったと言えるのではないのでしょうか。満州事変を起こした日本政府を国際聯盟が厳しく批判したのに対して連盟脱退の挙に出たのは戦前の典型例であり、アメリカの対中敵視政策に乗じて「台湾防衛論」を公然と唱えるのは今日の典型例だと言えます。

第三、アメリカ的「天動説」国際観と日本的「天動説」国際観の親近性。「天動説」国際観の最大の特徴は、対外関係で問題が起こった時に、「自分は常に正しく、悪いのは常に相手だ」と一方的に決めつけることです。旧大陸（欧州）と決別して新大陸で建国したアメリカは、自らを「丘の上の町」とみなし、自らが体現している普遍的価値によって世界を作り替える使命・責任があると考える天動説です。日本は古来、中国の「大中華」世界に対抗して、日本を頂点とする「小中華」世界を構想し、朝鮮半島を支配する夢をたくましくしました。明治維新以後は「脱亜入欧」によって欧米列強に伍する地位に登りつめようとし、第二次大戦敗戦後はアメリカと一体化することで、自らが世界の中心に位置するという「天動説」国際観を満足さ

せてきたのです。

第四、「日本のお手本」であるアメリカが国際法を対外政策遂行上の手段と見なしている(自国の利益に合致する時は大上段に振りかざし、自国の利益実現に資さない時は無視、違反する)こと。アメリカは国内では人権・デモクラシー・法の支配等の「普遍的価値」の実現を曲がりなりにも目指しているとしても、対外的にはゼロ・サムのパワー・ポリティクスに凝り固まっており、人権・デモクラシー・法の支配はせいぜい「隠れ蓑」にしかすぎず、「二重基準」が横行することは公知の事実です。もともと「法治」「法の支配」が根付いていない日本がアメリカを「真似る」のは当然です。

しかし、より根源的な、日本特有の原因があると思います。それは、普遍的な基準(神の摂理、真理、正義、歴史の法則、法の支配、尊厳等々)が倫理意識(正邪・善悪を判断する意識の働き)を支配する欧州・中国と異なり、日本人の倫理意識を支配してきたのは動機が純粹であるか否か、「きよき心」(丸山)に出たものであるか否か、という主観的基準であるということです(倫理意識の執拗低音)。特に、所属する集団に対する無私の献身は高く評価されます。最近の例でいえば、森友・加計両学園問題における文部科学省の組織を挙げた隠蔽工作が典型です。すなわち、安倍首相による両学園に対する「便宜供与」は違法行為ですから、「法の支配」を重んじる限り、安倍首相の犯罪をかばい立てすることなどあり得ないはずですが。しかし、文科省は「法の支配」より日本政府(所属集団)のトップ(安倍首相)に対する忠誠(献身)をより重視したのです。

ちなみに、歴史意識、政治意識、倫理意識の執拗低音に共通するのは「主観」の働きが何よりも重んじられることです。「いまがすべて」(歴史意識)、「ささげる」(政治意識)、「きよき心」(倫理意識)のいずれもそうです。これに対して、中国では春秋戦国の時代から「天」「仁」「道」「博愛」などの普遍を体する思想が唱えられ、それらの普遍の思想によって人間のあり方を規律することが志向されました。古代欧州ではギリシャ哲学、ローマ法そしてキリスト教が普遍の思想の源泉でした。ルネッサンス、宗教改革を通じて近代的「個」の意識が確立するとともに、近代的「個」(という存在)は普遍の思想によって規律されるという意識が広く受け入れられました。

日本は古代では中国思想を、また明治維新前後には西欧思想を受容しました。しかし、朝鮮半島(対中国)及び植民地化された地域(対帝国主義列強)と異なり、その受容は主体的、選択的に行われました。それを可能にした条件としては、日本が地理的に大陸から程よい程度に離れていたこと、また、有史以来の民族的固定性などが指摘されます。つまり、執拗低音が普遍(の思想)に圧倒されて消えてしまうのではなく、普遍(の思想)が執拗低音によって変型され、無害化されて取り込まれました。日本は未開民族・未開社会のメンタリティを現代まで持続している希有な存在であるとも言えるのではないのでしょうか。しかし、普遍という「鏡」・モノサシを我がものにしないう限り、私たちはいつまで経っても普遍に照らして自らを相対化・客観視する(=「個」を確立する)ことはできず、普遍によって自らを規律することもできません。その結果、何時までも世界の「異端児」であり続けることとなります(「それこそが日本の誇りだ」と居直るのが皇国史観)。「歴史認識問題」台湾問題」「領土問題」はすべてここに起因することを考える時、「普遍(の思想)を我がものにする」ことは私たちにとって不可欠な課題であると思うのですが、どうでしょうか。

しかし、次のことははっきりさせておかなければなりません。すなわち、「個」を確立すること、普遍によって自らを規律するということは、自らの固有性・個性を否定することを意味するものではありません。まったく逆です。むしろ、自らの固有性・個性を改めて認識することを可能にします。人権・デモクラシー・法の支配は普遍的価値(中国:人類共同の価値)である。しかし、人権・デモクラシー・法の支配の具体的な様子は国・民族によって様々である(=多様な顔を持つ)、という所以です。

(3) 中国敵視・同盟問題

(第5回に述べたことの確認と整理)

○米中戦略的関係改善とその一時的性格

○サンフランシスコ体制(日米同盟堅持)を前提とした日中国交正常化

○米中関係再変化の可能性を織り込んだ中国の対日アプローチ(アメリカの要求を断るべき要素―「一つの中国」原則、台湾は中国の不可分の領土、紛争の平和的解決、覇権反対―の声明・条約への盛り込み)

○声明・条約を「踏み倒す」日本

(プラス)

- 「天動説」国際観
- アジアにおける「盟主」争い(ライバル視)
- 「経済大国」としての地位逆転
- 伝統的「アジア蔑視」「中国蔑視」感情

2. 展望:問題解決の可能性・方向性

中国が日中関係にかかわる問題として指摘するのは、①過去を反省しない(歴史認識問題)、②「一つの中国」原則を守らない(台湾問題)、③尖閣(釣魚島)「棚上げ」合意を遵守しない(領土問題)、④中国を敵視する(国際関係準則問題)、⑤アメリカの対中対決政策にのめり込んでいる(同盟問題)、以上5点の日本側の問題でした。1. で整理、分析したことから分かるように、中国側の指摘はもともとであり、現在の日中関係が最悪な状態に陥っている原因は日本側にあるといわなければなりません。要するに、日本が日中共同声明及び日中平和友好条約で中国と約束したことをちゃんと守っていれば、日中関係が悪化することはないのです。したがって、問題解決は簡単です。日本が声明と条約を遵守する。これに尽きる。これが私の答です。皆さんはどのように考えられますか。是非、活発な意見を出していただいて、一緒に考えたいと思います。

ただし、1. で扱った執拗低音にかかわる問題については、皆さんにとってはあまりなじみがないテーマだと思いますので、もう少し補足します。実は、私が昨年出版した『日本政治の病理』という本は、執拗低音こそが日本政治の病理そのものであること、私たちが執拗低音の働きを主体的に克服しない限り日本政治の病理は解決しないことを明らかにすることに執筆の狙い・目的がありました。私にとって幸いなことに、丸山眞男はつとに問題克服のカギとして日本人の思想的「開国」という提起をしています。私は丸山の提起を足がかりに、精神的「開国」、物理的「開国」そして強制的「開国」の3つの「開国」の可能性を考えました。

精神的「開国」とは普遍(の思想)を我がものにする主体的努力を通じて「内なる」開国を実現することです。物理的「開国」とは、広く移民を受け入れる政策に転換して多民族国家に生まれ変わることで精神的「鎖国」を物理的に打ち破ることです。強制的「開国」とは、多くの途上国が欧州列強によって侵略されて植民地にされ、欧州文明による「強制的洗礼」を受けた場合が当てはまります。日本についていえば、自民党右派勢力が政治を支配してアメリカの覇権にまで挑戦し、アメリカをはじめとする世界中から袋叩きの目に遭って「1945年の再現」に遭遇して開国を強いられるケースです。

私はまたこの本で、日中関係に限らず、21世紀国際社会と日本がかかわっていく上で直面する課題を整理しました。「21世紀国際社会について正確な認識を持つ」という問題です。具体的には、国際観、「脅威」観そして国家観を正すことが私たちに求められていることを提起し、平和憲法・9条を今日的に活かすために、憲法違反の自衛隊を、平和執行(憲章第7章)任務を担う国際機関特に国際連合にそっくり移管すること(憲法違反の解消と「国際貢献」の両立)を提起しました。

「天動説」国際観については前にも触れました。国家主権の対等平等、内政不干渉、相互尊重、紛争の平和的解決など、国連憲章が定める国際関係の基本原則のもとでは、大小、強弱、貧富、体制の違いにかかわらず、主権国家は互いに対等平等であり、平和共存が義務づけられています。「天動説」国際観が垂直(支配・被支配)の国家関係を表すこととの対比でいえば、21世紀の国家関係は水平的であることを最大の特徴としており、ウイン・ウインの脱パワー・ポリティックス思想を体現する「地動説」国際観が支配する世界であるとも言えます。ゼロ・サムのパワー・ポリティックス思想の産物である「天動説」国際観は、21世紀においては歴史の屑箱に放り込まれる運命にあります。

「中国脅威論」をはじめとする様々な脅威論はすべてパワー・ポリティックス思想、「天動説」国際観の産物です。アメリカの歴代政権(及び追隨する日本政府)がパワー・ポリティックス思想にしがみついていること、これに対して習近平・中国が明確に打ち出しているのはウイン・ウインを強調する脱パワー・ポリティックス思想・「地動説」国際観であることを思い出せば、アメリカと中国のいずれが正しい国際観を代表しているかは自明です。その中国が「脅威」であると主張しなければ気が済まない政府・自民党、マス・メディアさらには世論の大勢がいかに異常であるかが分かるというものです。

「国家」観あるいはナショナリズムに関しては、日本特有の問題があることを指摘したいと思います。政府・自民党(特に右派)は敗戦後も古くさい「国家」観、ナショナリズムにしがみついており、清算すべき対象です。しかし、私たちの側(「左派」、「リベラル」、「市民派」等々)の国家観あるいはナショナリズム理解にも、「羹に懲りて膾を吹く」類いの問題があることを指摘しないわけにはいきません。

すなわち、「国家」「ナショナリズム」「国民」などの概念は「うさんくさいもの」と見なされる傾向があります。この拒否反応は「皇国日本」を鼓吹する軍国主義によって散々な目に遭った「戦争コリゴリ感」の裏返しであり、その延長と見ることができます。しかし、欧州起源の「国家」「ナショナリズム」は 30 年戦争と 1648 年のウェストファリア条約に起源を持ちます。各国における「市民」層の台頭(市民社会の形成)は国家の枠組みを前提にしており、したがって、国家の主権者・「国民」であると同時に市民社会の一員・「市民」である(「二足のわらじを履く」という認識は今日的常識です。中国をはじめとする途上国の場合、ナショナリズムは外なる帝国主義と内なる反動勢力に抵抗・対抗する集中的シンボルであり、「民族解放」とほぼ同義、「国家」は解放対象、「国民」は解放主体です。要するに、洋の東西を問わず、これらの概念はプラス価値です。

日本で市民運動の「国際的連帯」が語られる時、それは当該相手国の国家、国民を捨象した「市民」を対象とすることが強調される傾向があるというのが私の強い印象です(間違っていたら、是非指摘してください)。しかし、相手国に市民社会が成熟している場合は問題ありませんが、「市民社会」という概念そのものが定着しておらず、「公民」「人民」「国民」等の概念が支配する中国のような場合は直ちに壁に突き当たることになりかねません。例えば、個人の戦争賠償請求権問題では、日韓間の市民的連帯には問題ありませんが、日中間となると「市民的連帯」という枠組みそのものが連帯実現にとって支障となって働くケースがあります。